

広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討状況（報告）

内閣府地域主権戦略室

- 「広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題」（別添参考資料）に基づき、広域連合制度を活用するための諸課題について、それらを克服するための検討を進めている。政府部内の議論集約に向けた取組みが進んでいるが、なお残る主な論点は以下のとおり。

◆広域的实施体制の在り方

- 構成団体の長と兼務しない独任制の長が必要か。
- 解散や脱退を法令で制限するか。
- 全国のブロック割をあらかじめ法定すべきか。
- 政令市の加入を法律で規定すべきか。
- 効果的な事務処理の実現を図るため、国からの事務・権限の移譲と併せて、構成団体の関連する事務・権限を広域的实施体制に持ち寄るべきか。

◆事務・権限移譲の在り方

- 現行の地方自治法の枠組みにとらわれず、包括的な指揮監督権を認めるなど弾力的に対応すべきか。
- 大規模災害時等の緊急時に、広域的实施体制に対し、国が包括的な指揮監督を行うことができる仕組みを設けるべきか。
- あらかじめ移譲の例外となる事務・権限に係るメルクマールを設定すべきか。
- 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱いについては、法令に位置づけ、確実に実施されることを担保することが必要か。

◆その他

- 市町村、産業界等の関係者の意見を聴くことが必要か。

※人員の移管、財源の取扱いについては、別途検討中。

広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題

内閣府地域主権戦略室

※「アクション・プラン」を踏まえ、まずは広域連合制度を活用するための主な諸課題について整理したもの。

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(抄)
(平成22年12月28日閣議決定)

1 (1) 広域的实施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・検討を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

○ 執行機関の在り方

直接公選の長を持たない広域連合が、出先機関の移譲を受けることをどう考えるか。

- ・ 緊急の対応を要する場合に迅速な意思決定を行う仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- ・ 構成団体間の調整を適切に行う方策としてはどのようなものがあるか。
- ・ 適切に内部管理を行うためにはどのような事務執行体制が必要となるか。

○ 議会の在り方

審議の充実を図るため、議会の組織や運営について、どのような取組方策が考えられるか。

○ 監査・透明性の確保

監査・透明性の確保の観点から、どのような仕組みが考えられるか。

- ・ 移譲された事務の実施状況の評価はどのように考えるのか。

○ 組織の安定性、永続性

現行の広域連合制度において、解散や脱退は任意にはできないが、それで十分といえるか。

- ・ 解散や脱退を制限することや、区域を法定することはできるか。

- ・ 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限の取り扱いをどうするのか。
- ・ 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限に係る職員、財産、権利義務関係をどうするのか。

○ 出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応

広域連合の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることが原則だが、概ね一致する場合でも、移譲を進めることができるか。

- ・ 仮に出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合には住民の利便性や行政の効率性が阻害される可能性があるが、その対策としてどのような措置を講じるのか。

○ 効果的・効率的な広域行政の推進

効果的・効率的な広域行政の推進のために、構成団体からの事務の持ち寄りを併せて進めることをどう考えるか。

○ 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

東日本大震災や台風12号災害等における出先機関や広域連合の活動状況等を踏まえ、適切に機能しうるオペレーションの仕組みについてどのような視点から検討すべきか。

○ 北海道、沖縄県の取扱い

一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとすることが適当ではないか。

○ 事務区分

事務区分の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 自治事務と法定受託事務以外の類型がありうるか。
- ・ 現行の法定受託事務のメルクマールについてどう考えるか。

○ 移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方

移譲事務に係る国の関与の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 現行の国の関与のルールについてどう考えるか。

○ 並行権限行使

並行権限行使の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 並行権限を認める場合の判断基準をどのように考えるか。

○ 移譲の例外となる事務・権限

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とされているが、移譲の例外となる事務についてどのように考えるか。

○ 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

個別作用法令に基づかない事務を移譲する場合には、どのような位置付けにするか。

○ 新たに必要となる事務の取扱い

新法制定や法改正によって新たに必要となる事務や、社会ニーズ等の変化を受けて作用法令によらず新たに対応が必要となる事務をどのように取り扱うか。

○ 人員の移管

人員の移管の在り方についてどのように考えるか。

- ・ 移譲される事務に係る職員の移管の方法、身分、処遇についてどう考えるか。
- ・ 事務・権限の執行に必要な人材の専門性の維持についてどう考えるか。

○ 財源

移譲される事務・権限の執行に必要な財源の確保についてどう考えるか。